

令和3年度第5回茅ヶ崎市市民活動推進委員会 会議録

議題	(1) 「協働のガイドライン」改定について (2) 令和4年度実施市民活動げんき基金補助事業の募集要項について (3) その他
日時	令和3年9月16日(木) 15時00分から16時40分
場所	市役所本庁舎4階会議室2
出席者氏名	(WEB会議により出席) 大畑朋子 町田有紀 坂田美保子 市川歩 杉村一馬 森永信道 貴島義夫 海野誠 原田晃樹 山田修嗣 事務局4名(市民自治推進課) 三浦課長、小西課長補佐、遠藤主査、柿澤主任
欠席者	石田貴一
会議の公開 ・非公開	公開
傍聴者数	0名

○事務局

本日は、ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日、どなたも傍聴には来られておりませんので、傍聴はなしということになります。

石田委員より欠席のご連絡をいただいておりますので、1名の委員がご欠席で、10名の皆さまにご出席いただいております。市民活動推進委員会の規則第5条第2項に規定する委員会開催のための定足数は満たしていることになりますので、よろしく願いいたします。

本日、新しい委員になられてから初めてオンラインでの開催とさせていただいております。発言されないときは、皆さま、ご自身のマイクをミュートに設定していただきますようによろしく願いいたします。

では、まずは会議の資料の確認をさせていただきます。お手元に事前にお送りしました資料のご準備をお願いいたします。

資料1といたしまして『協働のガイドライン』改定の概要について」、資料2「協働のガイドライン改定素案」、資料3「令和4年度実施市民活動げんき基金補助事業募集要項」、参考資料として2点。「協働のガイドライン」が参考資料1。参考資料2といたしましては「協働推進事業の見直しについて」。以上5点をお送りしております。過不足はございませんでしょうか。

また、市民活動推進に関する諮問書を本日皆さまにお配りする予定でしたが、オンライン開催となりましたので、本日は画像で共有させていただき、後日改めて皆さまにお配りさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員長に開会の宣言をお願いしたいと思います。山田委員長、よろしく願いいたします。

○山田委員長

承知いたしました。

それでは、皆さま、こんにちは。本日もよろしく願いいたします。

今、資料確認のところまで終わりましたので、早速、議題に沿って今日の委員会を進めてまいりたいと思います。

今日は、Zoom開催で、発言がためらわれたり、難しいというふうに感ずるところがあるかもしれませんけれども、その辺はあまりご遠慮なく。それから、多少クロストークになってしまっても、重複してしまっても結構ですので、どうぞ質問、ご発言等ありましたら、随時マイクをオンにさせていただいてご発声いただければと思っております。あまり堅苦しい、挙手ボタンとかも大変ですので、その辺も省略して、何かありましたら、声を出していただければと思います。

今日、オンライン会議時に合わせて、皆さまのマイクの確認とかはしたほうがいいですか。

○事務局（三浦課長）

はい。

○山田委員長

わかりました。事務局のほうで適宜お名前を呼んでいただいて、名前を呼ばれた方は、「はい」とか、マイクをオンにさせていただいて、少し映像も確認できますように、手を上げていただくとか、動かしていただければ幸いです。

では、よろしく願いいたします。

○事務局

では、前回の委員会のおきにつけさせていただいた名簿の順で、まず、大畑委員。

○大畑委員

聞こえています。今日はよろしく申し上げます。

○事務局

続いて、町田委員。

○町田委員

町田です。よろしく申し上げます。

○事務局

続きまして、坂田委員。

○坂田委員

坂田です。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、市川委員。

○市川委員

よろしく申し上げます。

○事務局

続きまして、杉村委員。

○杉村委員

よろしくお願ひします。

○事務局

続きまして、森永委員。

○森永委員

よろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、貴島委員。

○貴島委員

貴島です。よろしくお願ひします。

○事務局

続きまして、海野委員。

○海野委員

よろしくお願ひします。

○事務局

続きまして、原田委員。

○原田副委員長

原田です。よろしくお願ひします。

○事務局

最後が山田委員長ということになります。よろしくお願ひします。

○山田委員長

山田です。お願ひします。

ありがとうございました。

それでは、今、点呼といひますか、オンラインのデバイス確認が終わりましたので、この後、次第に沿って、「協働のガイドライン」改定についてということと、市民活げん

き基金動補助事業の募集要項について、その他の連絡事項ということで、順番に進めてまいりたいと思います。

それでは、議題の1番目で「『協働のガイドライン』改定について」、これは審議事項となっていますので、まずはどのような審議であるかというところを事務局よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

議題1の「『協働のガイドライン』改定について」ご説明をさせていただきます。

こちらは、「協働のガイドライン」という職員向けの手引きを、今回、既にあるものを改定していきたいという内容となっております。

お手元には資料1「『協働のガイドライン』改定の概要について」、また、資料2としてガイドライン改定素案をご用意いただければと思います。

この議題については、少し資料のボリュームもあるのですが、次回以降の委員会でも審議の時間を設けたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1で改定の概要等についてご説明させていただいて、その後、資料2で改定素案について説明させていただきます。

では、資料1をご覧ください。

まず、内容として、位置づけや背景、また、そもそものガイドラインの概要ですとか、これまでの経過、現行のガイドラインからの大きな変更点、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目ですけれども、そもそも「協働のガイドライン」というのは、職員が業務に協働を取り入れながら、円滑に協働を進めるため、協働の考え方ですとか進め方、こういったものを取りまとめた職員用の手引きという形になります。当初のガイドラインが平成23年度に策定されております。

その後の協働を取り巻く背景ですけれども、まず、平成19年度からは「協働推進事業」を柱として、枠予算と協働の事業を組み合わせた施策を展開してまいりました。この時期に「協働のガイドライン」というものを策定しております。

その後、令和元年度ごろからですけれども、厳しい財政状況ですとか、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して、また、協働推進事業そのものについても事務手続の煩雑さ等がありましたので、こちらを廃止するということになりました。

その後、これからどのように協働を推進していくかというのを市民活動推進委員会ですとか、市民活動団体から少しずつ意見を聞きながら検討してきたという形になります。

こうした背景を踏まえながら、「協働のガイドライン」を改定いたしまして、職員一人一人が多様な協働を推進するための環境を整備していきたいと。具体的には、ガイドラインを研修等に活用して、庁内に意識を浸透していきたいと考えております。

続いて、「協働のガイドライン」の概要と改定の必要性ですけれども、まず、職員用

のガイドライン、平成23年に策定して、平成27年度に一度改定をしております。これは、協働推進事業というものの考え方を少し見直したので、その内容を反映しているというものになります。

ガイドラインの内容としては、第1が協働に関する基本的な考え方、第2が進め方、第3が、協働という形の中で、一つの形態である協働推進事業について記載をしているのでございます。

このガイドラインについては、前回少し説明させていただいた茅ヶ崎市の総合計画が変わって、SDGs、パートナーシップが入ったりですとか、あとは、協働推進事業を廃止したということがあって、改定の必要があると考えております。

先ほどの資料につきましては、参考資料1として既存のガイドラインを添付させていただいております。

続きまして、関連資料として添付をしております参考資料2「協働推進事業の見直しの考え方」をご覧ください。こちらは、協働の中でも特に枠予算を用いた協働推進事業に特化した手引きという形になります。こちらについても、協働推進事業を廃止いたしましたので、この考え方についても廃止が必要だと考えております。ただ、協働そのものに関連する内容については、「協働のガイドライン」のほうに統合していきたいと考えております。

これまでの経過ですけれども、市の方向性に対して、まず、これまでの市民活動推進委員会の中では、協働推進事業を今までやってきた実績を踏まえて、多様な協働を推進するためのキーワードとして、「信頼、コミュニケーション、ルール、交流、コモنز化、プロセス」といったことを挙げていただいております。また、協働というものを通じて、市民ニーズの発掘ですとか地域課題の発見が可能になるというご意見をいただいております。

また、同じく、協働推進事業を実施した市民活動団体からもヒアリング等を行ってございまして、基本的には、協働推進事業として、市と一緒に公共事業をしてよかったというような感想をいただいているのですけれども、その理由として、相乗効果や市民ニーズの解決に寄与できた、市との信頼関係の構築ができたというようなご意見をいただいております。

また、経過の中で、直接協働にかかわる部分ではないのですけれども、総合計画の見直しがあったことで、市の考え方も少し変わってきているというようなところでございます。

続いて、「協働のガイドライン」、既存のガイドラインからの主な変更点ですけれども、詳細については、この後、資料2のほうでご説明を差し上げたいと思っておりますけれども、先ほど説明した経過を踏まえた文言等の修正を行っております。

資料2にありますとおり、ガイドラインはあくまで職員用の手引きですので、どうしても言葉が多かったりということもありますので、実際に市民活動団体の方と協働を推進

していくに当たっては、このガイドラインから必要な事項を抜き出してリーフレットをつくるですかチェックシートをつくるですか、実際進めていくに当たっては、もう少し整理が必要かなというところは検討しているところでございます。

最後に今後のスケジュールですけれども、まず、このガイドラインについては、市民参加協働調整会議という庁内の各部の庶務担当課、二十数課の課長が集まる会議体で庁内での検討に着手をしているところです。

また、今日を含めて、市民活動推進委員会の皆さまからご意見をいただきたいというところ。また、並行して、協働のパートナーが市民活動団体という形になりますので、市民活動団体に支援を行っている市民活動サポートセンターですか、市民の皆さまから意見募集をしたいと考えています。

ガイドラインの最終的な改定の時期ですけれども、今後の議論の内容にもよるのですけれども、数回この市民活動推進委員会で議論を重ねながら、今の段階では、年度内に改定ができればと考えているところでございます。

ガイドラインの改定をした後に職員の研修ですか、市民活動団体への周知、また、実際に協働を推進するための取り組み、事業についても検討が必要だと考えております。

ここまで、以上がガイドラインの背景というか、概要になるのですけれども、いかがでしょうか、委員長、ここまでのところで一度ご質問等をお受けしたほうがよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○山田委員長

この後、資料2の説明が続くので、一旦、今お気づきの範囲ということで、質疑応答程度のもの、意見交換はもう少し後にしまして、質疑応答の時間をとりたいと思います。

それでは、今の資料1のパワーポイントの中身について、あるいは、表現の仕方等について、委員の皆さまからご質問があれば、お尋ねいただきたいと思います。

事務局に確認ですが、委員の皆さまにも事前に資料はメール等で配信をしてくださっているという理解でいいですね。

○事務局

郵送で資料を送らせていただいております。

○山田委員長

その上で、今、口頭でのご説明を伺ったということによろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○山田委員長

ですので、その範囲の中でのご質問で結構ですので、ご不明な点がありましたら、お尋ねいただきたいと思います。いかがでしょうか。では、坂田委員、どうぞお願いいたします。

○坂田委員

これまでの経緯があまりよく見えていないので、正直なところをお伺いしたいと思います。まず、協働のガイドラインの改定に至ったいきさつみたいなものをもう少し、簡単でいいのですけれども、理解を深めたいので、ご説明をもう一回お願いしてもよろしいでしょうか。

○山田委員長

では、事務局、お願いします。

○事務局

まず、協働そのものについては、前回の委員会でも少しご説明したのですけれども、茅ヶ崎市の自治基本条例ですとか、市民活動推進条例の中で、市が公共サービスを提供するに当たって重要な手法です、重要な考え方ですということは、位置づけが平成20年ごろからずっとあったような形です。

そうした中、市の取り組みとして、平成19年度から協働推進事業という、これは公共事業を市と市民活動団体と一緒に協働でやりましょうという取り組みです。こちらについては、資料1の1ページ目に、まず、市として協働が大事だという考え方を前提として持っていて、その中で、前回少しご説明をしたのですけれども、市民活動団体と市と一緒に公共事業をやりましょうという協働推進事業を平成19年度から進めてきました。こちらについては、枠予算で年間1,000万円なり2,000万円の予算をあらかじめ確保しておき、その上で、行政からこういう課題があるので、市民活動団体の方等と一緒に事業をやりましょうという行政提案型と、市民活動団体がこういう課題を持っているから、行政と一緒に課題を解決しましょうという市民提案型の事業を実施してきました。パターンは幾つかあるのですけれども、そうした事業を19年度から平成30年度くらいまで延べで60数事業展開をしてきたという形になります。

ただ、令和元年度くらいから、まず、協働推進事業そのものの実施件数が減少してきたということがあります。こちらについては、公共事業ですので、事業化するに当たっては、企画書の審査があったり、手続の煩雑さがあったというところ。あとは、協働推進事業で1年ないし2年、枠予算を確保していたのですけれども、その後、事業を継続するに当たっての予算確保についての課題が少し出てきたというようなこともあって、平成30年以降、協働推進事業の実施件数が急に減ってきたということがあります。

ただ、協働推進事業は減っているのですけれども、市全体で見ると、例えば、それ以外の共催ですとか、後援ですとか、事業協力ですね。市民活動団体の事業に対して会場を提供するとか、情報を提供するというような事業協力とか、様々な協働は増えていっているという実績がありました。

ですので、そういったことを踏まえて、市としては、協働推進事業自体は一旦廃止をするのですけれども、共催、事業協力を含めた様々な協働を推進していきたいという方向で考えたところです。そういったことを踏まえて、市民活動推進委員会とか、市民活動団体からも、これまで少しご意見を伺ってきたという形になります。

また、あわせて、市の総合計画も変わって、今まで、協働の背景として「新しい公共の形成」という言葉を使っていたのですけれども、前回ご説明したとおり、SDGs、パートナーシップとか、そういった文言が出てきています。そういったものも含めて、今までのガイドラインから協働推進事業については少し記載を除いて、あとは総合計画を踏まえて表現を修正したい。そういった背景があって、今回、改定したいということをご提案しているものでございます。

ちょっと長くなってしまったのですけれども、そういった形となります。

○山田委員長

ありがとうございます。坂田委員、よろしいでしょうか。

○坂田委員

ありがとうございます。その辺は私も大体理解をしているのですけれども、一旦やめて考え直すというところが、これまでにないところなのかなと思ったので、なぜやめて考え直すのかなというのをちょっと聞きたかったものですから、すいません、ありがとうございます。

○山田委員長

ありがとうございます。他にご質問ありますでしょうか。どうぞお願いします。

○原田副委員長

基本的なこと、もう説明されたかもしれませんが、協働事業というのは、事業の方式としては、委託と補助というのが中心なのですか。内訳というのは今までどのようなものがあつたのかというのを教えていただきたいです。

○事務局

詳細は、この後、ガイドライン本編のほうにも出てくるのですけれども、協働事業の種類という形で幾つか挙げておまして、資料2の4ページ辺りから記載があるのですけ

れども、補助、共催等に限定する形ではなくて、委託、指定管理。ただ、これは、委託と指定管理が全て含まれるというわけではなくて、協働の要素を持ったものであるということですね。

あとは、事業協力として、例えば、情報とか場所の提供をするような協働の形。また、実行委員会、共催、補助、後援、こういったものを協働の種類として挙げております。

先ほど、坂田委員からのご質問にもあったのですが、市としては協働推進事業は平成27年度あたりから令和元年度あたりにかけて減少してきたのですが、今ご説明したような、様々な形の協働というのが少しずつ増えてきているという実態がありましたので、市とすると、様々な協働をより様々な部署が進めていきたいという考え方を今持っているところです。

○原田副委員長

ありがとうございます。書いてあることはよくわかりました。協働事業と言うと、具体的な、さっきの公共サービスではないですが、成果を伴う活動をやるという趣旨で言うと、共催とか実行委員会とかというのは、協働ではあると思うのですが、協働事業というふうに定義づけると違和感があるのかなという印象を持ちました。その辺がどうなのかなと。

協働はいいのです。5ページ目の図にあったように、協働ということと言うと、みんな入ると思うのですが、協働事業をするときに、共催とか後援とかというものまで入るのかどうかというのが、ちょっとイメージがわかかなかったのと、それから、4ページで言うと、例えば、市民活動団体が公共サービスの新たな担い手としての成長というのが4ページであったと思うのですが、まだ先の話ですいません。この事業をやめるそもその趣旨というのが、市民活動団体が公的なサービスを自立的に継続的に担えるようになるというのも一つの目的であるとするならば、協働事業そのものがそれを支えるというよりは、そうなるためのステップづくりとか、条件づくりのためのものだというふうに考えています。そうすると、例えばこれをなくしたとして、随意契約であるとか、指定管理とか、別な形で市民活動団体が公的サービスを担えるような資金なり、事業的なアクセスができるような仕掛けをつくるというのが大事なのではないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○事務局

今回は、ガイドラインとして、あくまで考え方とか進め方というのを一度まとめたいと考えています。これ以外にも、前回ご説明させていただいたように、実際に協働を推進するために、様々な仕組みとか、仕掛けは必要だと考えておりますので、それについては、また今後考えていかなければいけないと思っております。

今ご説明した協働推進事業の廃止については、実はこれまでの委員会の中でも様々な

ご意見があつて、協働推進事業というのは、枠予算を確保して、協働で事業をする場合にそれを適用していく。担い手の成長とか、そういったもののためには、お金と人と、ある意味物まで含めた措置が必要だというご意見をいただいた部分はあるのですが、市として協働という事業手法ありでその枠予算を確保していくというのが、今の財政状況ではどうしても厳しいという背景があつたのは事実です。

また、先ほどのとおり、様々な協働が進んでいる、増えているということもあつたので、そこを市民自治推進課がよりマッチングをして、もし市民活動団体とか行政の中でも協働につながるような課題とか、そういった種があれば、そこをつなげていってあげる。その後に必要があれば予算措置をするというような枠組みに切りかえたいというのが背景としてあつたところではあります。

○原田副委員長

ありがとうございました。幾ら自治推進課で頑張っても、予算が下りなければ、しょうがないのはよくわかるので、その辺は今の状況だと致し方ないかなと思います。ただ、コロナ禍の財政が厳しいからやむなく見直すのか、それとも、これを機会に新しい仕掛けを積極的にチャレンジしていこうとするのかというのは、ちょっと方向が違うと思うので、おそらく後者かなという印象を持ったのですが、その辺はこれから議論するというところでよろしいんですかね。

○事務局

そうですね。実は、協働推進事業の見直し自体については、新型コロナウイルスが感染拡大する前から件数が減ってきたというのはあります。令和元年度に募集した事業。令和元年度まで募集をして、例えば、市民側から十数件、協働でやりましょうという提案はあつたのですが、市の課題感とマッチせず1事業も成立をしなかったという経緯があります。令和元年も2事業しか実施をしていなくて、それまではずっと5事業から7事業くらい実施をしていたのですが、どんどん事業数が減ってきたというので、もちろんコロナもあるのですが、制度としても少し課題があつたのかなと考えています。

○原田副委員長

よくわかりました。ありがとうございます。

○山田委員長

ありがとうございます。

今、原田委員のコメントも含めて、意見交換になってくるというのか、そういう議論になると思いますので、そこはあらかじめ注意して今後も議論していきたいと思ひますし、

それから、今の一連の流れとご発言の趣旨については、昨年度までのこの委員会でも、引き続き事務局や市にお願いと、少し多面的な協働の検討みたいなものをしていただけないかということは、既に議論してきたところです。

少しだけそこに絡めて、既存の流れを説明すると、坂田委員がおっしゃるように、お金がないからこの仕組みを変えるというのは、あまりにも理由として弱いので、もう少しだけ積極的な意味合いを持つことはできないかという意味では、協働の多様化とか、協働という体制の多様化を念頭に置きますと、お金のサービス以外にも、ノウハウの提供ですとか、様々な場所や機会の提供ですとか、そのような仕組みを通じて、おそらく市民活動団体も、そのチャンスで自分たちの団体の活動を発展させることができる。そういう可能性については議論してまいりました。

したがって、お金は確かに厳しいという話は、常々伺っているところではありますけれども、では、そこにとどまらずに、市民活動をより活発に茅ヶ崎市内で展開するためには、どのような目的やもくろみでこの仕組みをつくり直したらいいのかというところを議論してまいりました。

その結果、今申し上げているとおり、協働を推進する事業という言い方ではなくて、もっと積極的に協働を展開していこうという方向性で全体のトーンをまとめることができないのかというのが、今回のガイドラインの改定の大きな趣旨となっています。この点では、例えば、市川委員は協働推進事業に参加をしてくださって、複数回一緒に取り組んだところもあるので、よくご存じのところも多いと思うのですが、お金だけではなくて、例えば、市と協働することによって、社会的な信頼における動員のかけ方の変化であるとかといったような、団体ごとに聞いてみないとわからないような、なかなか水面上には上がってこないような成果や意義というのが今までも確認されてきたということです。それを事務局もよくアンケート集計などで把握してくださった結果、そういった多面的なというか、複合的な協働の意味合いをうまく、まずは書面にあらわして、その書面にあらわす内容を、少なくとも庁内の職員の方にはわかりやすく説明するために、このガイドラインをセットするというところまでは昨年度の内容でして、そこで、いよいよ今年度は、それを文言的に具体化してきたというところがあったわけです。

ですので、かなり重複になってしまいますけれども、そのあたりの改善を含めて議論をしていくということは、今までの議論の流れと全く重なっておりますので、ぜひそういう角度で、視点で、次に説明する資料2の文言についてはご確認、ご覧いただければと思っております。

その他は資料1の範囲でお願いしたいのですが、質疑応答ありますでしょうか。ご質問あれば、どうぞご発言ください。

よろしいですか。

それでは、お気づきの点、他にもあるかと思しますので、続いて、資料2をご紹介いただいた上で、もう一度質疑応答の時間をつくりたいと思います。

それでは、資料2のご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

資料2がガイドラインの改定素案になります。目次をご覧くださいますと、大きく3つに分かれていまして、冒頭に改定の趣旨があって、第1が考え方です。定義と位置づけ。第2が、考え方をもとに進め方。どうやって進めていけばいいのか。第3に推進体制というところを記載しております。

改定前は、第3のところ为先ほどお話があった協働推進事業に特化した内容だったのですが、すけれども、こちらについては、推進体制というものに置きかえて、今までサポセンについても特段記述がありませんでしたので、そのあたりを追記していることとなります。

では、最初に、1ページ目の改定の趣旨になります。

こちらについては、先ほどご説明したような内容で、市としては協働を大事にしてきた。その中で協働推進事業を展開してきたのですが、今は廃止となっている。ただ、先ほど山田委員長から補足いただいたとおり、多様な協働をより一層推進していきたいということ。また、総合計画の改定によって、パートナーシップというものがクローズアップされている。そういったところを記載しております。

続きまして、2ページ目からが第1の考え方の部分です。

まず、協働の定義ですけれども、こちらは、市の市民活動推進条例から引用しております。「協働とは、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通の目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。」としております。

ここにあるとおり、市とすると、市民活動団体にかかわらず、様々な主体との協働というのを大切にしているのですが、このガイドラインについては、市民自治推進課が市民活動団体との協働、市民活動を行う皆さまとの協働に特化して考え方を示しているものになります。

「市民活動団体等」という言い方をしているのですが、こちらはあくまでも「市民活動を行うもの」という形になりますので、市民の方、事業者の方も含んでおります。ただ、市民活動になりますので、営利を目的とする活動ですとか、あとは政治的、宗教的な活動を除くという形になります。

続きまして、3ページをご覧ください。

まず、協働の意義として3つ挙げております。市民ニーズに応じた公共サービスの提供、また、公共サービスの質の向上、また、協働によってより自立的な地域社会が構築できるといったところを挙げております。

次に、協働の領域として、こちらは、市民活動団体等とパートナーシップ、パートナーによって事業を展開していくので、行政とは異なる価値観を生かせる活動というような形で位置づけをしております。

続いて、3ページから4ページにかけて、協働のルール、協働の原則というものを記載しております。こちらは、市民活動推進条例の中でも記載があるのですが、目的の共有、対等性の確保と相互理解、自主性及び自立性の尊重、内容、過程及び結果の公開性へのそれぞれ位置づけをしております。

特に、これまでの実績、実際に協働をやった市民活動団体等のヒアリング等から、よい協働というか、よい成果が得られた協働、お互いがよかったと感じた協働については、相互理解に基づく信頼というのが一つのキーワードになっておりましたので、そのあたりについて記載をさせていただいております。

こういった原則に従って協働を進められるよう、第2のところを進め方というのを記載しております。

続きまして、5番目、協働によって市民活動団体等にもたらされる効果というものを、市民、市民活動団体、事業者、それぞれの視点で記載をさせていただいております。

先ほど少しお話があったとおり、市民活動団体の方にとっては、成長できるという部分ですとか、あとは、行政と協働することによって社会的な理解ですとか評価が高まる。そういったことを記載させていただいております。

協働の実施形態として、4ページから5ページにかけて記載をしております。1番目が委託。2番目が指定管理者。こちらは先ほど申し上げたとおり、全てが協働になるわけではなくて、仕様ですとか、そういったところにお互いの協議の結果が位置づけられているとか、そういったものを想定しているものでございます。

3番目が事業協力です。こちらについても様々な形があるのですが、市民活動団体と市の間でいろいろ役割分担を決めながら協力をしていく。情報とか場所の提供というのも含まれております。この辺はサポセンが市民活動団体と行ったアンケートの中でも、団体側の困り事として、お金はもちろん出てくるのですが、それ以外にも場所。場所というのは、活動場所だったり、発表場所だったり、いろいろあるのですが、場所ですとか情報。あと、こちらには記載は難しいのですが、人材が確保できない。こちらが課題として挙がっているところです。

それ以外にも、実行委員会、共催、補助、後援といったもの、これが協働になり得るということで記載をしております。

最後にイメージ図を記載したとおり、同じ形態の中でも、実施の内容によって、団体の自主性が発揮される協働と、行政が深くかかわる協働というのは濃淡が出てくると考えております。

続きまして、協働の実績です。こちら先ほどご説明したとおりですが、実績自体は、市全体で見ると増えてきているという状況になります。

また、市民自治推進課で、本日の次の議題になるのですが、市民活動げんき基金補助事業という公益的な市民活動団体の事業を支援する基金もありますので、そういった部分についても記載をさせていただいております。

続いて、ここからが第2、協働の進め方になります。

協働の対象となる事業につきましては、第1で説明した協働の領域とも少し重なるのですけれども、市民活動団体等が関わることによって、より効果的に事業展開ができる。ということをご想定しております。

続きまして、2番目にパートナーの選定。こちらも協働の形態によって濃淡は出てくるのですけれども、どうしても公共事業として展開してくるものと、より委託ですとか指定管理の場合は、公平性、透明性というものが求められてきますので、そこが担保できるような形で記載をしております。

具体的に協働の実施にあたってということで、留意点を3点挙げさせていただいております。

まず、これまで協働推進事業をやってきた団体へのヒアリングを踏まえても、事前に合意形成をしっかりと信頼関係が構築されて、事業として満足度が高いものになる。そのあたりについて記載をさせていただいております。特に合意形成については、協働の原則で挙げた目的の共有だけではなくて、役割とか責任の分担、費用負担などについても記載をさせていただいております。

また、特に協働となる団体は、市とは違った組織の特性みたいなものがあります。例えば、今までのヒアリングの中で、時間軸について、市として意思決定するには少し時間がかかってしまうのですけれども、市民活動団体は意思決定が早いことなどがお互いの組織の特性としてありましたので、特性を理解し、事前にすり合わせていく必要があると考えています。

また、協働の内容によっては、成果をどのように共有するか。こちらについてもあらかじめ合意形成をしておく必要があると考えています。

最後に、事業の評価が必要となってきます。こちらについても、協働ならではのことで、目的の共有ですとか役割分担、相乗効果が発揮できたかどうか、などが協働ならではの事業の評価に必要なものと考えております。

最後に、第3として、協働を推進するために推進体制について記載をしております。

協働を推進するためには、市民活動団体だけではなくて、市の職員、協働のルール、意義というものを十分に理解することが必要だと考えています。

そこで、大きな1番として、市の中でも、まず各課が協働の意義、必要性を理解すること。また、庁内横断的な会議体を持っておりますので、市民参加協働調整会議、こういった会議体で横断的な協働事業の検討や課題の整理などを行う。最後に、市民自治推進課において、庁内全体として、協働の意義や必要性を十分に理解できるように、周知や研修、意識向上に取り組んでいく。また、市民活動団体の情報収集をしながら、具体的なマッチング等も行っていく必要があると考えております。

続いて、市民活動サポートセンターが協働の中でもより市民活動団体側に立った支援や情報提供ができると考えておりますので、そういった記載。

また、市民活動推進委員会の中で、幅広い審議をいただくというようなところを記載しているところがございます。

ガイドラインとしては、現行のガイドラインをベースに、現時点で改定素案を検討しているというところがございます。

資料1の中で少しご説明をしたのですが、これから協働を進めていくに当たっては、このガイドラインをもとに、例えば、市民活動団体の方が協働を進めるためにはどういったことが必要になるのかというのをリーフレットにまとめるとか、また、行政側としても、例えばチェックシートみたいなものでチェックをできるようにするとか、もう少し工夫をしていく必要があるのかなと考えております。

説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○山田委員長

ありがとうございました。

続きまして、資料2を中心に、もちろん資料1の内容でも結構ですが、ご質問がありましたらお尋ねください。お願いいたします。

もしもご質問がなければ、内容に関するご意見でも結構です。どうぞご発言をお願いいたします。坂田委員、お願いします。

○坂田委員

私も、茅ヶ崎市で、皆さまと様々な協働をさせていただいております。それから、様々な団体の協働の実績、あるいは感想等々をたくさん耳にしているのですが、これはガイドラインですので、文字ベース的には、漏れもなくきちんと書かれているなと思ったのですが、実際にはこれをどういうふうに活用していくかというところが、私は非常に問題を抱えていると思います。協働を進めていく中で一番大事なのが相互理解ではないかと私はすごく思っているのです。その相互理解というのが、一人一人の立場によって理解度が違うので、団体の中でも一人一人が違いますし、行政の職員の皆さまも、同じ担当課の職員の皆さまでも、少しずつ考え方が違う。それはすり合わせがすごく難しいです。

それから、役割分担。協働事業になりますと、文字に起こして、こういう行政の役割だよというふうに書いていくのですが、果たしてそれが対等かどうかというところになると、対等ではないという言葉が出てきたりですとか、そういうような言葉が頻繁に耳に入ってくるので、これをどうやって推進していくかというところのほうは私はすごく大変だなということを日々実感しているのです。

協働の目的、例えば、6つの原則とか、7つの原則とか、それぞれの行政の中で原則をいっぱい設けていて、それは確かにそのとおりなのですが、どうしてそこがうまく進まないのかということ。最終的にいろいろ見ていくと、行政サイドの中の協働に対する認識というのが、実際にはものすごく弱いのではないかと。それから、相手となる団体の組織

基盤の強化、もすごく弱い。

その部分でいくと、それぞれ行政サイドの中での実践を含めた意識の向上。そして、団体のほうの組織基盤強化というものが相互的に一致して行われていかないと、すごく難しいというのを思ったので、これを今読んでいて、はてさてどうしたものかということをお悩みながら、感想なのですけれども、ちょっと述べさせていただきました。

それから、ガイドラインができますと、新しい取り組みが進められていくと思うのですが、実際に団体の声を聞いていると、協働をかなり経験している団体は結構疲弊していて、あまり期待しないと。行政と連携、協働してもいいことないからやめたいというような感想もあったりするのですよね。そうすると、新しい領域というか、新たに生まれてくる団体をターゲットに進めていくとか、そういった方向性などをお考えになっているのか、その辺を伺いたいと思います。

○山田委員長

ありがとうございます。

今、ご発言の内容、大きく2つにあえて分割してしまいますと、1点目は、ガイドラインが完成した暁に、庁内でどのように具体的な活用を図るか。2点目が、他方で、協働を引き受けてくださる団体に対する様々なサポートや具体的なガイドライン以降の体制についてはどのようにお考えなのかというところだと思いますので、それについてご説明ください。

○事務局

職員一人一人に当然周知をしていかないといけないのですけれども、例えば、今もいろいろ研修はあるのですけれども、新採用職員研修の中で協働について新採用職員に話す時間を設けています。市から情報提供をするだけではなくて、ここ数年は、市民活動サポートセンターの方に実際に来ていただいて、例えば、お互いに協働するとういうメリットがあるのですよとか、市の職員として事業を進めるに当たって困り事があれば、どんどん相談に来てくださいとか、あと、実際に協働の事例ですね。このような形で市の課題と一緒に解決したことがあるのですよ、しているのですよというお話もいただいているところです。

このような新採用職員研修のテーマとして扱っていくとか、それ以外にも、市民自治推進課で研修を設定していくこともできるので、今までは協働推進事業の募集に合わせて協働について研修をしていたのですけれども、そのあたりについてもガイドラインを活用しながら、個別に実施をしていきたいと考えております。

あとは、団体側が疲弊しているというようなお話もあって、今までの協働推進事業の中で、先ほどご説明しなかったのですが、団体の固定化みたいなのも課題としてあったところはあります。例えば、今まで協働推進事業は、事業協力、協定を結んで一緒に事

業を推進していきましょう。予算規模も、基本的には数百万単位のものが多かったので、団体の体力がないとうまく実施ができないということもあったと思うのですが、これからは事業協力、協力ベースで情報の提供、交換から、場所の提供とか、そういったものから含めて、団体と市の行政担当者がより顔の見える関係をつくることによって、少しずつステップアップがしやすいような形で多様な協働を進めていけないかなということは考えています。

お答えになっていますでしょうか。よろしいでしょうか。

○山田委員長

ありがとうございます。坂田委員、よろしいでしょうか。

○坂田委員

ありがとうございます。答えが出て、先へ進める難しさを実感しているので、ありがとうございます。今の段階ではこれで結構です。

○山田委員長

ありがとうございます。

他にご質問、ご意見などありましたら、どうぞご発言ください。

それでは、皆さまお考えの間にかがいます。僕も幾つかポイントがあると思っ
てまして、1点目は、途中にも質問があったのですが、市民活動げんき基金補助事業の位置づけと、協働のガイドラインの全体像の整理をもう少し今後していかなければいけないかなと思って、これはみずからの宿題と、この委員会に対する夏休みの宿題みたいな感じのものになってしまうと思うのですが、そこは整理しておかないと、誰をどのようにサポートするかというのが、やみくもに発信されていて、そのまま終わってしまうところになりかねないので、せっかく「協働」というキーワードを整理するのであれば、市民活動げんき基金補助事業とのつながりというのは、もう一度改めていくところがポイントではないかなと感じています。これも、多分アイデアはお持ちだと思うので、後ほどの市民活動げんき基金補助事業の話の中でも結構ですので、そこで確認をしてまいりたいと思っています。

2点目ですけれども、実は、「多様なサービスの提供」と言ったとしても、そのサービスというものを自治体の側が定義できないと、何を市民に向けて発信するのか、提供するのかというのが、実際にはなかなかわからないところではないかなと思っています。ですので、一緒に何かをするというようなやさしいキーワードのもうちょっと上のほうに、具体的にこういうようなつながり方をするというのが描かれていくと、ガイドラインとしては使いやすいものになっていくのではないかと思いますので、それをこの委員会の議論の中でそういうお話し合いができるといいのではないかなと思っていて、その整理の上で、全

体としての協働というのは、一体茅ヶ崎においてはどういうことを指していて、どういうことを目指していくというふうに具体化できれば、これは1つには職員の方に対するメッセージとしても成立すると思います。もう一方では、市民活動をしている市民の皆さまにも意味のある、届く言葉になっていくと思いますので、このあたりを委員会として少し我々感覚の中で具体化しつつ、議論していく必要があるのではないかと、聞いていて思いました。

ただ、今回はガイドラインというのはあくまでも庁内向けの資料としてというところは十分承知していますので、これを使ってその次にどのように進めていくのかというのは、やがてくる課題でもありますから、その辺も視野に入れておく、射程内に含めておくというのも必要なことなのかもしれないと思っています。

これは、返答は結構です。あくまでも自分へのメモとして今発言していますので、そのあたりを確認していきたいと思っています。

○事務局

今の市民活動げんき基金補助事業のところでも少し説明させていただくと、今までの市民活動推進委員会の中でも、協働は行政が気づかない、細かい課題の発見とか解決につながるというようなご意見をいろいろいただきました。ただ、今まで協働推進事業ですと、どうしても限られた期間で事業化していくという形になるので、会ってから1カ月、2カ月の間に数百万規模の事業をやりませんかという運びにどうしてもなってしまうことに、担当課と市民活動団体の人が、お互いの課題感を持っています。

ただ、市民活動げんき基金補助事業ですと、広域的な事業に対して財政的な支援をしていくという形で、もう少し緩やかな形になりますので、毎年、十数事業展開をしています。例えばですけれども、今年度、産後ケアの事業をやっている団体が市民活動げんき基金補助事業の事業で活動しているのですけれども、今まで保健所とのつながりも全然なかった団体がいるのですけれども、市民活動げんき基金補助事業を使うことによって、団体としても実績がまずできるということもありますし、実際に事業を進めていく中で、例えば、事業について後援がいただけませんかという相談をしていただいたりとか、今後の事業展開の相談をするという中で保健所とつながりができていくという側面もありました。このように市民活動げんき基金補助事業が他の協働につながっていくというのはあるかなというところは感じているところです。

以上です。

○山田委員長

ありがとうございます。

せっかくリプライをしてくださったので、そこがポイントだという意図だったのですが、つまり何かというと、今回のガイドラインが「協働の事業」という「事業」のところ

に力点が置かれるのか、これが原田委員の質問の一部でもあったのですけれども、事業という形でとどまるのか、あるいは、「協働」という仕組みの全体像を改めて整理し直すというところにまで課題が含まれているのかというのは、私たち委員の側としては知りたいところというか、どのくらいの大きい宿題を、今諮問内容も含めて例示して下さっているのかなというのは、整理しておきたいところなので、その点で言うと、やがて協働という全体像は議論しないと、目標にも理念にもなっていきませんから、そういうところも射程に加えた上で、先ほど言った多様性とか、幅広いというところで考えている議論をこの委員会の中でしてもいいのではないのでしょうかというのが、先ほどの私の発言の意図ですね。そこを原田委員も先ほどおっしゃっていたように、事業の面に注目をすると、どうしても具体的な話になってくるところもあるけれども、幾つかの細分化された行動パターンを見ていくと、必ずしも事業でないようなところも含まれていく。だから、そういう整理の仕方は少し統一したほうがいいのではないかというご指摘にもきちんと委員会としてプライアができていくのではないかなと思ったということもつけ加えておきます。

他にはいかがでしょうか。もちろんご感想でも結構です。どうぞお願いいたします。

では、市川委員、お願いします。

○市川委員

感想みたいな感じになってしまうのですけれども、私もこれまで10年くらいの協働事業の体験の中で、コスト面だけではないメリットというか、協働をやったことによる団体の経験値が上がっていくであるとか、お金だけではない多面的な経験値の部分ではすごく勉強になったなと思う部分もありますし、それから、行政との、個人的なというわけではないのですけれども、今後の事業だったり、今後のいろいろな市民活動の展開を考えたときの新しいネットワークができていくというのは非常にありがたいことだったなと思うのですが、あくまでそれは結果としてというところが大きくて、協働事業をやる上でのメリットというふうに先に言えてしまうことでもないのかなと。結果としてであったりとか、一緒にやる側の団体のあり方というところもあると思うので、その部分は結果としてというところになるのではないかなとは思いました。全然悪いということではないですけれども。

あと、どうしても協働事業、協働という言葉がこれからどういうふうに定義していくのかという部分があって、協働事業というところの中に、応援とか、そういう部分がどの程度含まれるのかみたいなのところもあります。委託とか指定管理という言葉が協働ということの中に混ざっていってしまうと、行政と市民活動団体という違うテーブルのものが、特に役割分担みたいな話になったときに、一緒に何かをやっていくという感覚がお互いにつかめないまま、敵対するわけではないですけれども、A対Bで、こっちとこっちでどうするか、みたいな部分。何か一つの目的に向かって、全員で何かをしていくチームみたいな感覚にすごくなりづらかったなと、感覚的になのですけれども、そういうのはすごく実

際にやった部分として思う部分があります。以前、協働事業をやっていたころには、まだクラウドファンディングといったものがなかったので、コストというところを考えると、行政と一緒に何かをやろうという選択になってきたと思いますけれども、今ですと、市民活動団体においてもいろいろな選択肢が広まってきたという部分があるので、協働をやる意義という部分というのは、お金の面だけではない部分を前面に出せるというふうになっていくといいとは思っています。

あと1点、すごく細かいことですが、サポートセンターとか、さぼちがにも関わらせていただいている、その中で、新しく入庁された方の職員研修の講師もやらせていただいたことがあるのですけれども、新入庁なので、大学出たての皆さまと、途中入庁の方ももちろんいらっしゃるのですけれども、体感としてですが、入庁してすぐの方たちに協働のお話をするというのが、あまりにも紐付かないというか、行政の中でのお仕事もまだ始まっていない中で協働のお話までしてしまうという、そこで一旦協働のこういうものなんだよということをお伝えしても、なかなかいろいろなご自身の考えと実際のことが紐付かないのではないかなというのをすごく思いました。庁内の方に情報提供していくタイミングというのもすごく大事ではないかなというのはちょっと思いました。

以上です。

○山田委員長

ありがとうございます。経験者が語るという貴重なお話をありがとうございます。今のご指摘の部分も、先ほど言った事業にとどまらない協働の姿のようなどころにつながってきますので、ぜひそういうキーワード化して、うまくヒントにして、編集のリプライを、答申をまとめていくということにしたいと思えます。

こちらは、市川委員、市からのリプライは特になくて大丈夫ですか。――ありがとうございます。

他にご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。どうぞ、海野委員、お願いいたします。

○海野委員

社会福祉協議会の海野です。

ガイドラインの中身についてお伺いしたいのですけれども、例えば、最初のページのサブタイトルがあるのは大変いいと思うのですけれども、このサブタイトルをこれにしたという経過といいますか、前からの言葉と変わってきていますので、その辺のところは何か意図しているものがあるのか、お聞きしたいと思います。

○事務局

サブタイトルについてですが、もともとは、茅ヶ崎市の総合計画が改定され、総合計

画の中で、茅ヶ崎の目指す将来の都市像というのが「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち茅ヶ崎」となりました。いろいろ話をすると、「みんなで」というところに協働とか市民活動というところの要素があるので、そのエッセンスを入れて、サブタイトルを入れたという形になります。

ただ、これも当然決まりではないので、このままの形でも構いませんし、例えば、市と、もう少し市民活動団体に焦点を当てたようなタイトルでもいいかもしれませんし、このあたりもぜひ今後ご意見をいただければと思います。

○海野委員

わかりました。ありがとうございます。

あと、今のガイドラインが職員向けにつくるということですが、資料1にもあったように、今後、市から市民に出ていく場合は、基本的にはこれと同じものが出ていくと考えてよろしいでしょうか。

○事務局

まず、今までの経緯から申し上げますと、今までガイドラインは、あくまで内部資料だったので、内部の決裁だけでつくって、それを最終的に今はホームページで公表しているような形になります。ですので、ガイドラインの形としては一つ公表することは必要なのかなと思います。

ただ、これだけではなくて、市民活動団体向けに少し要点を絞って、例えば、A4裏表とか、A3裏表くらいのリーフレットにするとか、そういった工夫は重ねていく必要があるかなと考えています。

○海野委員

わかりました。

もう一点よろしいでしょうか。ガイドラインの6ページのところの協働の実績について、各課においては、それぞれ自分たちの事業が協働のどれに当たるかというのは意識しながらいつも業務に当たっているという考え方でよろしいですね。

○事務局（三浦課長）

これについては、職員によって濃淡はあるかもしれないのですが、この実績を出すに当たっては、今までのガイドラインにあった協働の定義、類型の定義を、こういったものが協働ですよとお示しした中で、各課で1年間振り返っていただいて、どんな団体とどういう事業をしたと抜き出していただいております。

今までは、1つ前の総合計画の中では、政策共通認識という、いろいろな仕事をしていく中で、5つの横軸を通すキーワードみたいなものがありまして、その中でも、協働と

というのが1つキーワードになっていたのですが、事業を設計する段階では、協働という視点があるかどうかというのは、各課でチェックをしていたところです。ただ、正直、職員によってその辺の意識については濃淡があるというのが実情かなと考えています。

○海野委員

わかりました。

そのためには、ガイドラインが市の職員に浸透するようにしていくといいとは思いますが。

最後に1つだけ、例えば、2ページとか6ページにもあるのですが、これは本当に細かい話ですが、私は、C o l u m nという英語が最初読めなかったのですが、この辺のところの英語の表記というのは、私としては何となく日本語の表記のほうがいいのかと感じました。

以上です。ありがとうございました。

○事務局（三浦課長）

わかりました。ありがとうございます。

○山田委員長

ありがとうございます。

他にご質問はよろしいでしょうか。――よろしいですか。

この議論は、審議事項とはいえ、まだ継続的に話を進めていかなければいけないということで、事務局も継続審議ということでご了解いただいていると思いますので、今日は、皆さまのポイントとしては、まず、目的をきちんとはっきりして、主語が職員であったら、そこに向けて整理をした文言をつくっていきましょうということと、それから、その後の活用については、職員にとどまらない多面的な展開が必ず付随されますので、そういうことを意識した内容も議論していくべきではないかということで、3番目としては、多面的な展開、多様な協働の使い方というのは、自治体の人々が社会情勢の変化ですとか、仕組みの変化も伴っているところがありますので、そういったところを適切に伝えられるような中身にすべきではないか。初年次の方もベテランの方もそういうことがきちんと理解できるように、書きぶりを調整するのも重要ではないか。

それから、実績がますます高まるように、数が積み上げられていくように、職員一人一人に浸透するような書きぶりと同時に、使い方、これが最後のご指摘ではなかったかと思いますが、このあたりは、今日のまずは一旦委員会からの提案として記録に残していただければと思います。

その他、まだまだご意見、ご感想もあるかと思いますが、そのご発言については次回の内容で改めて伺いたいと思っています。今日は、予定している時刻がこれで20分

オーバーしてしまって、気がついたら時間管理がおろそかになっていまして申しわけありませんでした。今日は一旦ここで中断させていただいて、審議を次回に向けて継続してまいりたいと思っております。

この発言の部分については、事務局から少しだけ補足説明していただけますか。9月中ならいいですよとか。お願いいたします。

○事務局

今回の会議で発言し切れなかった部分ですとか、また、この後お気づきになった点等ありましたら、9月中をめぐりに、様式等もございませんので、メールでも何でも構いませんので、事務局までいただければと思います。それらをまとめて、次の委員会のときにまたご報告をさせていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○山田委員長

ありがとうございます。

ということで、事務局へのメッセージ、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、議題（1）は以上とさせていただきます、議題の（2）を。まずは資料のご説明をよろしく願いいたします。

○事務局

続きまして、議題（2）「令和4年度実施市民活動げんき基金補助事業の募集要項について」説明をさせていただきたいと思っております。画面共有しながら進めていきたいと思っておりますが、PDFの資料ですとどうしても画面からはみ出してしまうところもあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。資料としましては、資料3の募集要項（案）をお手元にご用意いただければと思います。

本資料は、本日、皆さまからご意見をいただきまして、次回11月上旬の第6回委員会で確定したいと考えているものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、募集期間のところ、申しわけございません。令和3年12月1日（水）から令和3年となっておりますが、こちら、令和4年の1月13日（木）までとなりますので、訂正をしていただければと思います。

全てを説明しているととても時間がかかってしまいますので、修正点であったり、重要な部分をかいつまんでご説明させていただければと思います。

まず3ページをご覧ください。市民活動げんき基金補助事業は、市民活動げんき基金を財源に市民活動団体が実施する公益的行政的事業に対して財政的な支援を行う制度であり、制度の対象となる団体につきましては、記載のとおりとなっております。市内で主に活動いただいている団体で、3人以上で構成されている団体。構成員の2分の1以上が市民であること。市民活動の内容に関する情報を公開していること。市から他の補助

金を受けていないこと。暴力団等に関する条項に引っかかっていないことが挙げられています。

次に、補助の種類についてですが、2つの枠がございます。4ページをご覧ください。

2つの補助枠としては、初めて補助を受ける団体向けのスタート支援と、経験のある団体向けのステップアップ支援の枠となっております。最も大きな差としましては、補助の限度額が挙げられます。スタート支援では、直接経費の90%もしくは10万円のいずれか低いほうを上限としておりますので、補助金額は最大で10万円となります。一方、ステップアップ支援では、直接経費の80%もしくは60万円のうち低いほうを上限としておりますので、補助金額は最大で60万円という形で設定させていただいております。この点につきましては昨年度と同様、変更をしない予定でございます。

ただ、1点変更したいと思っているところがございます。これまで補助の対象と補助の上限につきましては、国や県の補助金等を控除した額からの90%または10万円。ステップアップでは、80%または60万円としていたのですが、国や県、いわゆる公的機関以外の補助金を受けたいという団体が今年度相談がございました。そうなってくると、国や県と、民間から受ける補助金の2つを受けてしまうと、総事業費より補助金額のほう最終的に上回ってしまうという可能性がございます。ですので、これまでの国や県の補助金等を控除したという形から、国や県の補助金にかかわらず、この事業に対して補助金等を控除した額の90%または10万円、もしくはステップアップで言うと80%または60万円のいずれか低いほうという形で上限を設定をさせていただければと考えております。

次に、今回の募集に当たって、事業内容、どういった事業を提案していただくかというところについては、制限を設けておりません。ですが、新型コロナウイルスの感染症の影響下であっても実施可能な事業を募集したいと考えております。ですので、4ページの上段に、「注目」というポイントマークのとおり、3密回避やアルコール手指消毒などの感染症対策を講じていただけるよう記載をしております。

また、参考としましては、27ページに市で事業を実施する際の感染症に対する対策チェックリストを添付させていただきまして、こちらを準じるような形で提案をしていただくように指導をしていきたいと考えております。

補助の対象となるのが直接経費ということになるのですが、直接経費としてみなすことができる経費、つまり、補助対象となる経費については、5ページのとおり整理をさせていただいております。こちらにつきましては昨年度から特段の変更はありませんが、5ページの下段、4つ目の*にありますとおり、新型コロナウイルス感染症対策に必要な各種経費の計上をしていただけることを明記させていただいております。

次に、公募に必要な申請書類については、6ページの下段をご覧ください。(10)補足資料につきましては、これまでA4で最大4面分としていたところを、前回の募集要項から最大2面分というふうに変更させていただいております。これは、団体にできる限

り企画書の様式の中でアピールを行う力を養っていただきたいというところを狙ったものでございます。

また、応募書類については、それぞれの記載例を20ページ以降に掲載しております。内容は、これまでのものを踏襲しておりますが、一部新型コロナウイルス対策の内容を追加で盛り込んだものを掲載させていただいております。

また、昨年度から企画書の押印を省略することにしておりますので、制度に適合する事業であることを確認できましたら、その後の修正と、最終的な提出は電子メールでやりとりを可能として、団体の負担及び感染リスクの低減を図ってまいりたいと考えております。

通常は、一度は間違いなく私たちが直接目を通した上で、事業が制度に適合しているかどうかを確認するために、窓口で必ず一度はチェックをさせていただきたいのですが、チェックが終わりまして、軽微変更等、計算間違いであったり、少し表示を直していただきたいというようなときには、こちらからその団体に対して電子メールでの提出が可能ですよという旨をお知らせをさせていただきたいと考えております。

続いて、募集から採択までのスケジュールについてご説明いたします。2ページをご覧ください。

2つ目の四角にある記載のとおり、応募書類の提出は12月1日から来年1月13日にかけて受け付けをいたします。12月1日以降の広報ちがさきに特集記事を掲載する他、市ホームページでのバナーを用いた方法や、メール配信などによる周知も検討しております。

また、募集の促進のため、2ページの最上部に記載があるとおり、例年、企画書作成会を市民活動サポートセンターとともに開催をしているところです。こちらの詳細については、8ページ及び9ページをご覧ください。

市民活動げんき基金補助事業に興味のある団体を対象に、説明会を開催しております。令和元年度までは前半に制度の説明を行い、後半に参加者団体と個別に話し合う時間を設けて、事業提案が可能かどうかや、企画書を書く際のアドバイスを行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、多数の団体を一堂に集めることはできるだけ避けたいと考えておりまして、制度説明の部分と、個別対応の部分に切り分けて、別々に開催することといたしました。

こちらは12月10日（金）にオンライン1回、集会形式を1回で、2回開催いたしました。こちらは市民自治推進課がメインとなって開催するもの。企画書作成会は、サポートセンターが中心となりまして、随時申し込みを受け付けて、完全に個別に十何に対応し、相談を伺ってまいります。この2つ、どちらに申し込んでいただきましても、内容はサポートセンターと市民自治推進課で共有をしていくようにしてまいります。

2ページのスケジュールのほうに戻らせていただきます。

1月13日に募集を締め切った後、事務局で全ての団体からの申請書類を取りまとめ、

冊子にいたします。

2つ目と3つ目の四角の間に書類審査期間とございますが、この期間に一度市民活動推進委員会を開催いたします。時期としては2月を予定しております。

冊子の中の各企画提案書を見ていただきながら、各企画についての質問点を事前質問として取りまとめます。この事前質問は、各団体にメールで送付し、回答をいただきます。

その上で、3番目の四角、現時点で日程を確定しておりませんが、およそ3月19日（土）もしくは20日（日）に公開ヒアリングと公開プレゼンテーションを行い、審査を行います。

11ページ及び12ページをご覧ください。例年ですと、スタート支援募集团体については公開ヒアリングという形で、団体と委員の皆さまに1つの円卓を囲んでいただくことで、やわらかい雰囲気の中で質疑応答ができるよう配慮しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度はオンラインの実施となりましたので、本来の和気あいあいとした雰囲気づくりがむずかしかつたと認識しております。

今回のヒアリングについては、対面形式で行うか、オンライン形式で行うか、今後の検討事項となると思いますが、質問の内容や質問の仕方などを工夫していただき、できる限りなごやかな雰囲気づくりにご協力いただけますと幸いです。

スタート支援の団体につきましては、このような場で審査されるのは初めてという団体が多いので、特段のご配慮をいただければと思います。

ステップアップ支援団体につきましては、少しハードルが上がり、公開プレゼンテーションということで、パワーポイントなどを使用してじっくり発表していただき、その後、質疑応答という流れを想定しております。

市民活動推進委員会の皆さまには、その後、企画書と公開ヒアリング・公開プレゼンテーションの応答内容を考慮して、各事業の評価を行っていただき、予算の枠内で採択相当、減額採択相当、不採択相当の判断を行っていただきます。

なお、予算額につきましては、議会での議決を経る前に予算額を掲載することはできないため、予算の範囲内で交付という文言で統一をさせていただきたいと思っております。

記載してある場所としては、4ページの補助予算総額の部分です。こちらにつきましては、参考として前年度の予算額を掲載させていただいております。

予算につきましては、3月の事業評価を行う段階では、査定が済み、予算総額の見込みが立っている予定です。

また、評価審査を行っていただく際の基準については、13ページのとおりとなっております。スタート支援とステップアップ支援で評価視点や配点が異なりますので、ご確認ください。スタート支援に関しては3つの視点、ステップアップ支援に関しては、3つの視点に加えて、さらに5つの視点が加わっておりますので、よろしく願いいたします。

14ページをご覧くださいと、選考の流れについての記載がございます。予算総額の3分の1をスタート支援に、3分の2をステップアップ支援に当てて、それぞれ審査

を行った。あと、どちらかの枠で余りがあった場合には、もう片方の枠に充当する流れというふうにしております。

前述のとおり、予算額を記載できませんので、予算の3分の1や、予算の3分の2という表現になってございます。

例示の表では、簡潔に表現するため、予算額を150万円と仮定した場合での選考の例を記載させていただいております。

このようにして、皆さまからいただきました評価をもとに、皆さまから評価を答申という形でいただきまして、その後、市長決裁を経て、採択、不採択を決定し、3月末までに各団体に結果を通知いたします。採択された団体には来年度、令和4年度1年間を通して事業を実施していただく流れを想定しております。

事務局からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○山田委員長

説明ありがとうございました。

それでは、今の資料3についてご質問がありますでしょうか。もしあればお尋ねください。

いかがでしょうか。よろしいですか。

もしも何かご意見等があれば、あわせてお願いします。よろしいでしょうか。大丈夫そうですか。

では、今年度版の市民活動げんき基金の補助制度のこの冊子、募集要項は、この委員会としてはゴーサインということで皆さまにご了承いただきたいと思っております。もしもご異議があればと思いますが、特にありませんでしょうか。よろしいですか。

では、これは事務局の原案のとおり、募集要項を、次のタイミングは説明会とおっしゃっていましたが、そこから使って、ご説明いただくということにしたいと思えます。

それでは、特に修正点もなかったもので、今のところ空欄になっている日付とかその他を埋めていただいて確定版ということにさせていただきたいと思えます。この後の作業は事務局に一任ということでよろしく願いいたします。

それでは、議題の2番を以上といたしまして、続きまして、その他に移ります。まず、事務局から日程確認ですとか、その他連絡事項がありましたら、お話しください。お願いいたします。

○事務局

本日はありがとうございました。次の市民活動推進委員会については、11月ごろをめどに開催したいと考えております。また皆さまに日程調整のメール等を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

議題としては、本日ご審議いただいた「協働のガイドライン」の改定について、引き続きご審議をいただければと思います。また、この11月のタイミングであれば、今ご審議いただいた募集要項がまだ表に出る前ですので、もし何かあれば、このタイミングまでは修正がきくという形になります。

事務局からは以上となります。

○山田委員長

ありがとうございます。

続きまして、委員の皆さまから何か連絡事項があれば、ご発言ください。いかがでしょうか。あるいはご質問でも結構です。よろしいでしょうか。

今後の会議進行は、まず、9月の末を目途に、資料1番、2番に対するご意見を事務局宛てにお知らせください。

それから、資料3については、もしも修正点が必要だというところがあれば、公開前までは調整可能性がありますということでしたので、こちらでも何かご質問、ご意見があれば、これも個別に事務局宛てでよろしいですか。

○事務局

はい。こちらも9月中をめどに事務局までご連絡いただければ、必要があれば、11月の委員会のときに説明、ご審議等をいただければと思います。

○山田委員長

承知しました。

ということで、以上、資料3番までの提案については、このルールでぜひご協力いただければと思います。

それから、日程調整については、また直前にということでしたので、次の会議日程のおよその目安がまとまってきましたら、議題等も含めてまとまってきましたら、皆さまと調整させていただきたいと思います。

では、その他、以上でしたので、それから、今後の議事進行もおおむねこれで確認できましたので、もしもあと皆さまのほうからなければ、閉会とさせていただきたいと思えますけれども、よろしいですか。

それでは、今日も長時間のご協力ありがとうございました。

第5回の市民活動推進委員会をこれにて閉会させていただきたいと思います。お疲れさまでした。ありがとうございました。